

答申第911号
令和2年12月25日

(手)

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、令和2年12月22日付け神行税収第1064号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機への結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 国税徴収法第141条の規定に基づき、市税、国民健康保険料、介護保険料等、滞納者の預貯金等情報を金融機関へ照会するため、市と預貯金等照会電子化サービス提供事業者をオンラインで結合することは、公正な市税行政の推進や業務の効率化に寄与し、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関する)

別紙
答申911

【結合する電気通信サービス】
預貯金等照会電子化サービス

【利用情報】

- ・ 氏名（カナ、漢字、英字）
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 法人名
- ・ 設立年月日
- ・ 顧客情報
- ・ 口座情報
- ・ 取引履歴情報